

会 告

平成十一年度史学研究会大会および総会は、予定通り、十一月二日（火）午後一時より京大会館において開催されました。

公開講演は菟原卓、服部春彦の両氏により左記の演題で行なわれ、盛会裡に終わりました。

ファースティマ朝国家論

菟原卓氏

フランス革命、戦争、貿易

服部春彦氏

なお、大会と総会に先立って開催された秋期定例の理事評議員会において、平成十一年度会務報告がなされました。

平成十一年度

史学研究会大会講演要旨

ファースティマ朝国家論

菟 原 卓

一 「イスラム国家の歴史とイスラム信仰の潮流の中で」

ファースティマ朝はシリア派の一分派イスマール派が建国したカリフ国であり、シリア派の夢が大規模な形で実現した唯一の例といえる。その出現の背景には、スンナ派のアップバース朝カリフ国が理想的イスラム社会を実現できなかったという社会的・精神的不満があった。もともとカリフ国としての国家構成観念は両王朝とも同じなので、国家と宗教の一体化した体制はスンナ派、シリア派ともに挫折したことになる。

ファースティマ朝の挫折にはイスラム信仰の潮流の変化も関係している。すなわち、「共同体型イスラム」から「スーフイズム型イスラム」への変化である。共同体志向・集团的救済・理知主義的なファースティマ朝イスマール派は、個人志向・個人

救済・神秘主義的なスーフイズムに道を譲ったのである。さらに、スーフイズムが教団を発展させ、聖者や教団シャイフに信仰の具体的結集点を持つようになると、イマームへの絶対的帰依を基本とするイスマール派信仰のお株も奪われたといえる。

二 「イスマール派国家として」

〈国家制度としての教宣組織〉宗派の勢力伸長のための組織を国家機構に組み込んだのは、ファースティマ朝の独創であり、国家としての最大の特徴である。特に、王朝本部から遠く隔たったイスラム世界の各地で、何世紀にもわたって教宣活動が継続され、実際に成果をあげたことは驚嘆に値する。国内におけるイスマール派信者に対する教宣は、同派の存続や再活性化に効果があったと思われるが、国内の非イスマール派に対する教宣活動の実態はよくわからない。

〈イデオロギーに基づく統治〉全般的にイスマール派司法が強制されたといえるが、スンナ派との司法実施上の差異はなほだしいものではなく、この点に関しては、エジプトのムスリムにそれほどの抵

抗感はなかったと考えられる。宗教生活においては、アザーンやフトバなどの礼拝関係に明らかにシーム派色が見られる。祝祭に関しても、カリフのカリスマとしての威光の誇示やシーム派の祝祭の盛行などに、イスミール派支配の特徴があった。

もつとも、この時代に発展したアリー家聖人の墓廟建設は、ファティマ朝の国家政策によるものと考えられるよりも、エジプトにおける聖者信仰の発展という文脈の中で理解するべきであろう。以上の他に、ファティマ朝の統治は、イスミール派イデオロギーを体现したインスク립ション（貨幣、モスクの壁面）にも反映されている。

《寛容な統治》 ファティマ朝の統治は寛容であった。その理由は様々に考えうるが、ここでは、①イスミール派がスンナ派に対して、ムスリムから見た「啓典の民」のような位置づけを与えていたこと、②当時多数存在したキリスト教徒は、イスミール派にとつて、スンナ派に対する自然の味方であったこと、を特に指摘しておく。また、ファティマ朝はしばしば「過激派」とされるが、王朝成立後の教義

や国内統治に限って言えば、けつして過激とはいえない。

《国家寿命の長さ》 ファティマ朝国家の長期存続の理由としては、以下が考えられる。①イマームの統治権を分割しない、②統治の寛容さ以外にも、カリフ家がアシュラーフとして一定の敬意を受けるなど、民衆の支持があったこと、③国家を支えるものの存在（教宣組織・教学体制、カリフの指導力、行財政制度の確立、王朝儀式の整備など）、④キリスト教徒住民の多さ。

三 「イスラム世界史の中で」

《マグリブにおける国家建設の系譜》 マグリブでは、宗教的反体制運動や宗教改革運動から王朝が建設されるというパターンがあるが、ファティマ朝もその系譜上にある。これに関しては、特にベルベルへの布教の意味を考える必要もある。

《軍事的支配体制化》 ファティマ朝時代は、ディーワーン体制からイクター制への過渡期である。王朝後期には軍人が政治の実権を握ったが、彼らは経済や社会の面では確固たる支配体制を確立するには至らなかった。

四 「終わりに」

ファティマ朝時代は様々な意味で過渡期である。すでに述べた、イスラム国家体制の変容、イスラム信仰の変化、軍事的支配体制化の他に、中東の重心がバグダードからカイロへ移ったことも指摘する必要がある。またファティマ朝の歴史はシーム派の夢と理想が何を成し遂げ、何を成し遂げられなかったかを示した壮大な実験であったといえよう。

フランス革命、戦争、貿易

服部 春彦

一七九二年から一八一五年に至るフランス革命Ⅱナポレオン戦争は、フランスの対外貿易に占める海外諸地域の比重を大幅に低下させることになったが、このような貿易構造の変化とともに考慮しなければならぬのは、この間にフランスの貿易政策が、従来の海外貿易の拡大発展を指向するものから、今やヨーロッパ内部への進出強化を基軸とするものへと大きく転換を余儀なくされた事実である。ここでは総裁政府期（一七九五―九九年）の貿易政策に考察を加えながら、そのような政策転換がいつ、

どのようにして不可避となったのかを示してみたい。

一七九三年に国民公会が制定した航海条例は、先進イギリス資本主義に真つ向から対抗しつつフランス海外貿易の再建と発展を目指すものであったが、それは戦時下においては実施不可能であった。その一方、ヨーロッパ大陸におけるフランスの軍事的・政治的優位を前提として総裁政府期には、海外地域に代わる原料・食糧の供給地と工業製品の輸出市場を大陸内部に確保しようとする政策が次第に強力に推進される。

こうして、航海条例体制の挫折によって不可避となった大陸内貿易拡大政策の延長上に、後のナポレオンの大陸封鎖体制が位置づけられるのであるが、注意すべきは、この貿易政策転換が決して一直線に行われたのではないことである。即ち、総裁政府は一貫して大陸内膨張政策をとったのではなく、前半の二年間にはスペインとの通商条約締結を通じて、同国の領有するアメリカ植民地市場への進出強化を試みているのである。

一七九七年五月に総裁政府の外相ドラクロワが作成した仏西間の通商条約草案及び

それに関する彼の報告を見ると、フランスはスペインに対して麻織物を始めとする繊維製品の輸入税の大幅引下げを要求することによって、スペイン本国向け輸出を十八世紀の最盛時の規模にまで回復させようとしているだけでなく、スペイン・イギリス間の戦争を利用してスペイン領アメリカ市場におけるフランス製品の販路拡大を強く求めていることが分かる。条約草案には、その時点でスペイン領であったルイジアナ、フロリダさらに西インド諸島（キューバなど）の諸港におけるフランス人の商業と航海の自由がうたわれているのである。ところでこのような仏西通商条約案は、外相ドラクロワ一人の考えに出るものではなく、フランスの主要都市の商工業者の見解をも反映するものであった。ドラクロワは前年十二月条約案の内容に関するアンケート調査を実施したが、それに対しては極めて多くの都市からフランス製麻織物、毛織物に対するスペインの輸入税の軽減を要求する回答が寄せられた。さらにそれとは別に、絹織物工業の大中心地リヨンからはスペインをフランス製品の市場たらしめるために、

同国に対して製造業の放棄と農業への専念

を勧めるべきとの意見書が提出されたのである。

このようにフランスの経済的エゴイズムをむき出しにした通商条約案は当然にもスペイン政府の拒否するところとなり、スペイン帝国市場を支配下に収めようとするフランスの企ては挫折した。この時点で初めて総裁政府の経済膨張政策はもっぱらヨーロッパ大陸内部に限定されたものとなる。

一七九七年ナポレオンによってロンバルディアを中心にチザルピーナ共和国が創設されるが、ドラクロワの後任外相タレーランの主導によって一七九八年二月二十一日フランス・チザルピーナ両共和国間に締結された同盟条約及び通商条約は、総裁政府の経済政策構想を初めて十分に実現するものであった。即ち、通商条約によってフランスは価格の僅か六％という低率関税を支払うことで工業製品を始めあらゆる商品をチザルピーナ共和国に自由に輸入できるようになり、さらに同盟条約の付属秘密条項によってイギリス商品の輸入・販売・消費の禁止を、チザルピーナ共和国に約束させたのである。これらの条約は、先のスペインとの通商条約案と同様、フランスが互惠

の原則の下に工業生産力に劣る国々の市場を自らの支配下に置こうとするものであった。以上のスペイン及びイタリアに対する貿易政策から、フランス革命とりわけその後半期を特徴づける経済膨張政策が、イギリスに対する強烈な対抗意識に動かされながら、工業化の点でフランスよりも遅れた諸国に対してはその工業の切り捨てと農業国化を容赦なく迫るものであったことが確認されるであろう。

受贈誌

(一九九九年九月二〇日)
一九九九年二月二日)

日本文化史研究(帝塚山短大日本文化史学会) 三一

立命館産業社会論集(立命館大学産業社会学会) 三五—一

史観(早稲田大学史学会) 一四—

一橋論叢(一橋大学一橋学会) 一二—一四

史遊(京都教育大学歴史地理学研究会) 八

海事史研究五六

はこだて三〇

経済学論集三九—一

歴史学報(国立成功大学歴史学系) 二四

史料館報(史料館) 七一

おおいだ歴史博(大分県立歴史博物館) 四

研究紀要(尾道短期大学) 四八—二

撰大人文科学(撰南大学国際言語文化学部) 七

青森県史だより(青森県環境生活部) 七

ЭКОГРАФИЧЕСКОЕ

ОБОЗРЕНИЕ (НАУКА)

人文地理(人文地理学会) 五一—四

龍谷大学論集(龍谷学会) 四五—四

国際文化研究紀要(横浜市立大学大学院国際文化研究所) 五

地域研究論集(国立歴史民族学博物館地域研究企画交流センターJICAS) 二—二

国史学(国史学会) 一六—九

アジア研究所所報(亜細亜大学アジア研究所) 九六

ЭКОГРАФИЧЕСКОЕ

ОБОЗРЕНИЕ (НАУКА)

考古学報(中国社会科学院考古研究所) 一

九九—三

法学論叢(国立台湾大学法律学系) 二八—四

アジアセンターニュース(国際交流基金アジアセンター) 一一三

経営経済論集(九州国際大学) 六一—

史料(皇学館大学史料編纂所) 一六—三

札幌大学女子短期大学部紀要(札幌大学女子短期大学部) 三—四

札幌大学総合論叢(札幌大学) 八

韓国史研究叢報(国史編纂委員会) 一〇—六

一橋研究(一橋大学大学院一橋研究編集委員会) 二四—三

立命館史学(立命館史学会) 二〇

経営学論集(龍谷大学経営学会) 三九—二